|  |  |
| --- | --- |
| 参　考　例 | 留意事項 |
| （日中一時支援事業）第〇条　事業所においては、指定生活介護（各サービス名）と一体的に、日中、障害者及び障害児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練その他の支援（以下「日中一時支援」という。）を行う事業（以下「日中一時支援事業」という。）を実施する。２　日中一時支援事業の営業日及び営業時間は、第〇条の規定に関わらず、次のとおりとする。　（１）営業日　　　　月曜日から土曜日までとする。　　　　ただし、国民の祝日、お盆（8/13～8/15）、年末年始（12/30～1/3）を除く。　（２）営業時間　　　　午前８時から午後６時までとする。３　日中一時支援事業の利用定員は、第〇条の規定に関わらず、次のとおりとする。　（１）指定生活介護（各サービス名）の営業時間内　第〇条に定める定員の範囲内　（２）指定生活介護（各サービス名）の営業時間外　２０人４　日中一時支援事業の主たる対象者は次のとおりとする。　　知的障害者、精神障害者、障害児５　日中一時支援を提供した際には、障害者及び障害児の保護者から当該日中一時支援に係る利用者負担額（日中一時支援事業につき市町村が定める額をいう。）の支払を受けるものとする。６　第２条、第６条、第７条第３項から第１０条及び第１２条から第１４条の規定は、日中一時支援事業について準用する。 | 本体の営業時間外に日中一時支援の提供を行う場合に記載する。本体施設の主たる対象者と日中一時支援の主たる対象者を別にする場合に記載する。各事業所の運営規程の条数に修正する。 |

【記載例１】

○本体の営業時間外の日中一時支援の提供：あり

○本体の営業時間内の定員：空き定員

○主たる対象：本体と別

|  |  |
| --- | --- |
| 参　考　例 | 留意事項 |
| （日中一時支援事業）第〇条　事業所においては、指定生活介護（各サービス名）と一体的に、日中、障害者及び障害児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練その他の支援（以下「日中一時支援」という。）を行う事業（以下「日中一時支援事業」という。）を実施する。２　日中一時支援事業の利用定員は、第〇条の規定に関わらず、５人とする。３　日中一時支援を提供した際には、障害者及び障害児の保護者から当該日中一時支援に係る利用者負担額（日中一時支援事業につき市町村が定める額をいう。）の支払を受けるものとする。４　第２条、第６条、第７条第３項から第１０条及び第１２条から第１４条の規定は、日中一時支援事業について準用する。 |  |

【記載例２】

○本体の営業時間外の日中一時提供：なし

○本体の営業時間内の定員：本体の定員と別で設定

○主たる対象：本体と同じ